

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (10月17日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	3
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	7
議員派遣の件	9
閉会の宣告	10
署名議員	11

平成20年第8回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成20年10月17日
閉会 平成20年10月17日
会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月17日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・質疑 議案第54号及び議案第55号委員会付託省略(即決)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間

平成20年第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成20年10月17日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成20年10月17日 午前10時00分)

閉 会 (平成20年10月17日 午前10時12分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	総務課長 島 袋 幸 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	建設環境課長 新 里 政 雄

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第54号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～表決
5	議案第55号	村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～表決
6		議員派遣の件	

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成20年第8回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 宮城 武議員及び7番 具志堅朝秀議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日、平成20年第8回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員おそろいでご出席くださいまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更について平成20年5月26日締結した村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 既 契 約 金 額 | 金6,562万5,000円 |
| 2 | 増 額 | 金570万450円 |
| 3 | 合計変更契約金額 | 金7,132万5,450円 |

平成20年10月17日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

工事数量増に伴う増額変更でございます。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新里政雄） 議案第54号の補足説明をしたいと思います。

本工事は、平成20年度第4回臨時議会で可決された案件の変更契約であります。

今回は、工事契約書の（条件変更等）第18条1項4号、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施行条件と実際の工事現場が一致しないことが生じたため、下記の工種の変更を行います。

主な変更の工種でございますけれども、土工が築堤盛土663.2立米の増となっております。残土処理が663.20立米の増となっております。

仮締切工でございますけれども、腹越しが11.636トンの増となっております。切梁・火打ち2.808トンの減となっております。

仮栈橋工でございますけれども、汚濁防止フェンスが46日間の賃料の増となっております。

水替え工でございますけれども、ポンプ設置が30日の賃料の増となっております。

重機分解組立輸送、クローラクレーン80トンが1回の増となっております。オールケーシング掘削機据え付け型ですけれども、これも1回の増となっております。

以上で説明終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第54号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事(2工区)の請負契約の変更について

平成20年5月26日締結した村道安根塩屋線橋梁工事(2工区)の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|----------|---------------|
| 1 | 既契約金額 | 金6,615万円 |
| 2 | 増額 | 金565万3,200円 |
| 3 | 合計変更契約金額 | 金7,180万3,200円 |

平成20年10月17日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

工事数量増に伴う増額変更でございます。

なお、内容につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○ 議長(宮城功光) 建設環境課長。

(新里政雄建設環境課長 登壇)

○ 建設環境課長(新里政雄) 議案第55号の補足説明をしたいと思います。

本工事は、平成20年度第4回臨時議会で可決された案件の変更契約であります。

今回は、工事契約書の(条件変更等)第18条1項4号、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施行条件と実際の工事現場が一致しないことが生じたため、下記の工種の変更を行うものであります。

変更工種、土工、築堤盛土490.30立米の増となっております。残土処理が490.30立米の増となっております。

仮締切工でございますけれども、腹越しが11.636トンの増となっております。切梁・火打ち2.808トンの減となっております。

仮栈橋工でございますけれども、汚濁防止フェンスの賃料ですけれども、45日間の増額となっております。水替え工、ポンプ設置でございますけれども、賃料が30日間の増となっております。

重機分解組立輸送でございますけれども、クローラクレーン80トンが1回の増となって

おります。オールケーシング掘削機据え付け型でございますけれども、これも1回の増となっております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第55号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成20年10月17日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名：北部三村議会議員研修会

(1) 目的 北部三村が抱える共通課題の活性化に資するため

(2) 派遣場所 東村

(3) 期間 平成20年11月14日

(4) 派遣議員 全議員

○ 議長(宮城功光) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(宮城功光) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第8回大宜味村臨時会を閉じます。

どうもご苦勞さまでした。

閉会します。

(午前10時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員